

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第九号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の五・八」を「百分の四・〇」に改め、同条第二項を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十七年四月一日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。